



四 気 折 々

川越町立川越中学校
学校だより 第22号
令和5年 9月8日
【タブレットの持ち帰りについて】

2学期から、一人一台タブレット端末を毎日持ち帰ります！ 【約束事】

- 翌日にはタブレット充電が満タンであり、授業に影響が出ないこと！自宅で充電をしてきたが、授業途中で充電が必要となった場合は、各教室で充電を行います！

【タブレットの持ち帰りの目的】

- タブレットを活用しての自主学習・課題学習等を通じて、「自らの学びを深める」「学びを止めない」「家庭学習の充実」につなげる。
- 川越町小中学校の規定（下記に記す）に基づき、タブレット使用者は家庭での充電が義務付けられているため、毎日持ち帰り、家庭でも学校でも、タブレットを活用した授業がスムーズに行うため。



毎日の持ち帰りが基本ですが、次の場合は、持ち帰りをしなくてもよい。
授業等においてタブレットを使用しなかったため、翌日の授業に向けて、家庭に持ち帰っての充電が必要ないとき。（これはみなさん一人一人の判断になります）

川越中学校の誰もが、ルールの中で安心・安全に、正しくタブレットを使用するために！

川越町立小中学校における学習者用タブレット端末等の使用及び管理に関する要領

（趣旨）

第1条 この要領は、川越町立小中学校（以下、「町立学校」という。）において、学習活動に用いる学習者用タブレット端末及びその付属品（以下「タブレット端末等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

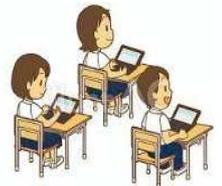


（目的）

- 第2条 1 タブレット端末等は、町立学校に在籍する児童生徒の学習の質の向上及び学習の内容の定着、学校と家庭との情報共有に資することを目的として利用するものとする。
- 2 タブレット端末等には、前項の目的に必要な設定及びセキュリティ対策を講じるものとする。

（使用者等の責務）

- 第6条 1 使用者等は、タブレット端末等が町立学校における児童生徒の学習活動に必要不可欠な教具であることを自覚し、大切に取扱わなければならない。
- 2 使用者等は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。



- (1) タブレット端末等を故意に廃棄し、又は破損すること。
- (2) タブレット端末等を売却し、又は担保権を設定すること。
- (3) タブレット端末等を使用者等以外の者（使用者を指導する教職員を除く）に使用させ、又は転貸すること。
- (4) タブレット端末等を学習活動及び学校活動並びに学校と家庭との情報共有以外に使用すること。
- (5) タブレット端末等に装飾等を行い、従前の状態に戻せないようにすること。
- (6) その他教育委員会及び校長が定める使用に関するルールに反する行為を行うこと。



【費用弁済】

第11条 使用者等の故意又は重大な過失による破損、紛失、売却等その他の理由で、タブレット端末等の全部又は一部が使用できなくなった場合において、使用者等は、これを原状回復するための費用を弁償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、弁償金額を減額し、又は免除することができる。

第7条 使用者等は、タブレット端末等が自己の個人情報等を保存していること、インターネットに接続していること等を自覚し、次の各号に掲げる操作を行ってはならない。

- (1) 本端末を使用して利用するシステムの個人ID・パスワードの漏えい
- (2) 個人的なアカウント、メールサービス、クラウドサービス、ソーシャルネットワークサービス(SNS)等の利用
- (3) 必要のない個人情報等の入力
- (4) 学習上必要のないインターネットサイトの閲覧
- (5) 使用者等によるハードウェア・ソフトウェアの設定変更及びタブレット端末に設定されている機能制限の解除
- (6) その他情報セキュリティに脅威を及ぼすおそれがある行為



(家庭学習等における責務)

第8条 1 使用者等は、自宅等における家庭学習等(以下「家庭学習等」という。)にタブレット端末等を使用する場合においても、前2条の規定を遵守しなければならない。

2 使用者等は、家庭学習等におけるタブレット端末等の使用にあたり次に掲げる経費を負担するものとする。

- (1) タブレット端末等の充電に係る経費
- (2) インターネット接続のための通信に係る経費

第8条 2 (1) (2) が、2学期から、一人一台タブレットを毎日家庭に持ち帰って充電を行う根拠文となります。

第15条 この要領に定めるもののほか、タブレット端末等の使用に関して必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

【保護者の皆さまへ】 予期せぬリスク！任意保険の加入は大丈夫でしょうか？

任意保険への加入は、学校から強制できるものではありませんし、保険会社を斡旋できるものでもありません。しかし、近年、お子さまを取り巻く生活環境・学校教育環境が大きく変化してきており、学校生活はもとより、日常生活に至るまで、さまざまな予期せぬリスクが発生する可能性もあります。学校では、一人一台タブレットの活用が日常となり、2学期からは毎日家庭への持ち帰りを基本といたしました。



しかし、自宅でタブレットを誤って破損したり、SNSを使った対人トラブルにお子様が遭ってしまったり、登下校時には自転車で他人にケガをさせてしまったり、部活動においては、ケガをしたり楽器を誤って破損させてしまったり・・・。



このような緊急時の対応に対して、任意保険を加入していただいていることにより、ご家庭での負担軽減にも間違いなくつながります。

過去に、他校でこのような対応を余儀なくされたケースに遭いました。



【自身が使用しているタブレットのカメラレンズに、ペン先で故意に傷をつけてしまい、カメラ機能が使用不能となった。カメラのレンズを取り換えることによって、合計60,000円超の費用がかかった。任意保険に加入していただいたことにより、全額保険にての対応が可能となった。】

大切なお子様を守るためにも、任意保険の加入をお勧めいたします。(校長)

「オンライン授業」について・・・。川越中学校では、昨年度からコロナ感染症対応等において、子どもたちの体調を十分に考慮したうえで、保護者の皆様(各家庭)からの申し出により、「Googleclass ルーム」を用いてリアルタイムで授業をつなぐオンライン学習をスタートしました。学校には「予備タブレット」が各クラスで対応できる分が不足していたため、現状では本人のタブレットを教室内の席に固定し、授業を固定カメラにて配信をしながらの授業形態。ご家庭では自宅でのPC/スマホ等での対応をお願いしました。しかし、学校からの強い要望から、町からすべてのクラスに対して「予備タブレットを導入」していただきました。それによって、「オンライン授業」を実施する場合、学校で普段使用しているタブレットを自宅で使用しての「オンライン授業」がやっとできるようになりました。まだまだ、物理的な課題や、学校側の工夫など改善の余地はありますが、「子どもたちの学びを止めない」ことを目的として、「つながり」を大切にしたいオンライン学習を必要に応じて継続していきたいと思っております。コロナ感染症は5類となっても、インフルエンザと合せて、まだまだ学級閉鎖等の自宅待機がいつ発生してもおかしくない状況です。「Googleclass ルーム」を用いて毎日の連絡をしたり、学校だよりやクラス通信を配信するなど、コミュニケーションツールとしても活用をしています。「オンライン学習」についてのご質問等がございましたら、各クラス担任までお問い合わせください。

